

受講料の50%が給付されます

かながわ福祉保健学院の介護職員初任者研修は
厚生労働大臣指定の
特定一般教育訓練給付金支給対象講座です！

2024年10月以降に開講するコース



対象者：一定の条件を満たす雇用保険加入者または加入していた方

受講開始2週間以上前までに、

ハローワークにて所定の手続きが必要です。

支給対象者かどうかは、管轄のハローワークで必ずお調べください。

『●●●区●●町 ハローワーク』と検索し、お問い合わせください。

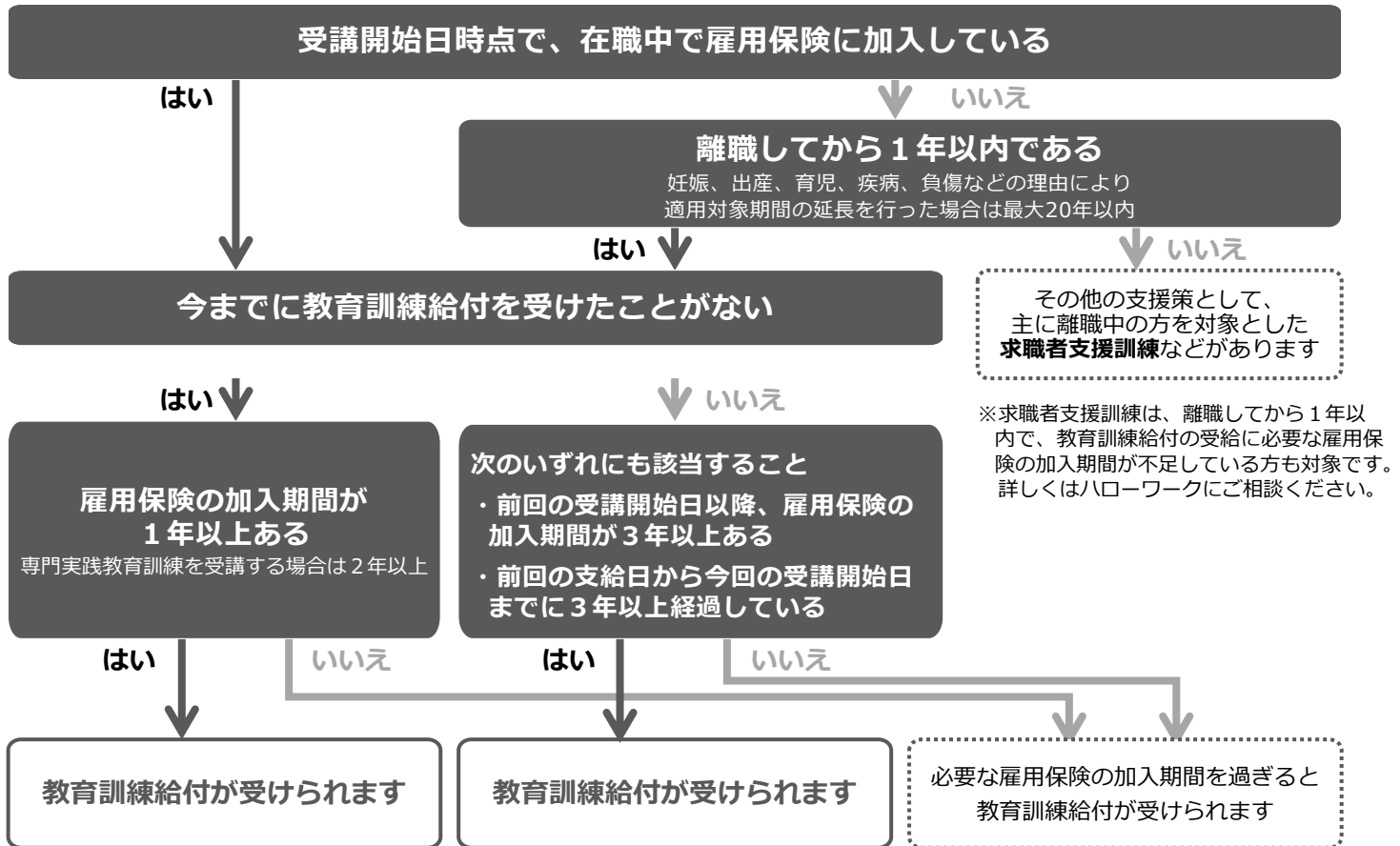
※裏面に厚生労働省から引用したフローチャートを載せています。

かながわ福祉保健学院 TEL 045-989-2650

[指定番号：1420017-2420013-8]

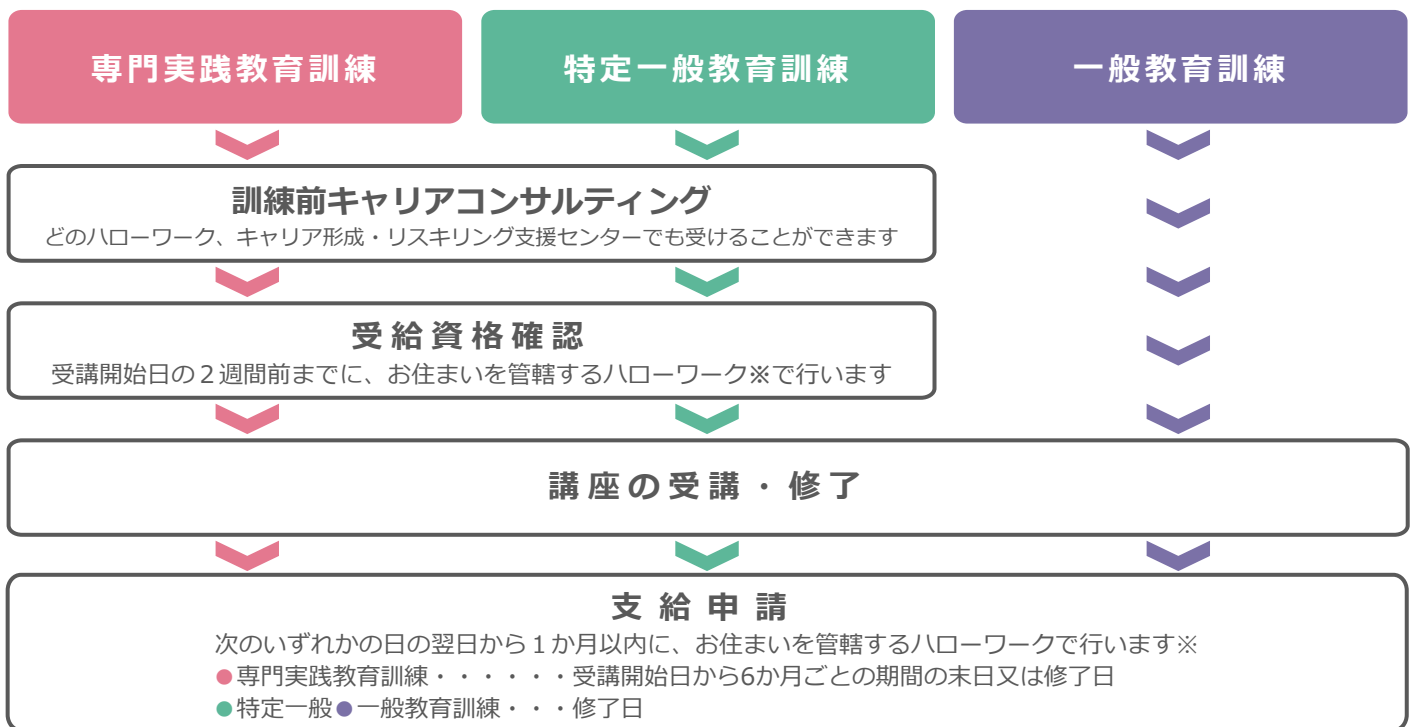
給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



※「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ (教育訓練給付制度について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

